

新型コロナウイルス対応状況チェックリスト(通所系サービス用)

事業所名 (サービス種別)		事業所番号	
確認日	令和 年 月 日	確認者	

項目	<input type="checkbox"/>	確認事項	備考
事業所における感染防止策			
マニュアルの周知	<input type="checkbox"/>	国が作成した「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019年3月)」の内容を確認し、職員全員に周知している。	
取組方針	<input type="checkbox"/>	社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行う。	
人員基準	<input type="checkbox"/>	「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(R2.2.17厚生労働省事務連絡)等による柔軟な取扱いを理解している。	
ポスターの掲示	<input type="checkbox"/>	国が作成したポスター等を職員や利用者が見える所に掲示している。	
消毒用アルコールの設置	<input type="checkbox"/>	事業所入口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒の徹底を呼び掛けている。	
手すり、床等の消毒	<input type="checkbox"/>	手すり、床等の消毒を徹底している。	
換気の実施	<input type="checkbox"/>	デイルーム、静養室、事務室などについて、定期的に窓を開け、換気を実施している。	
事業所内の清掃の実施	<input type="checkbox"/>	事業所内をこまめに清掃している。	
廃棄物の処理	<input type="checkbox"/>	廃棄物(使用済みのティッシュペーパーやマスク等)は、直接触れないようにして適切に処理している。	
衛生用品等の確保	<input type="checkbox"/>	マスク、消毒液、手袋、ゴーグル、ガウン等が確保できている。	
プログラムの制限	<input type="checkbox"/>	カラオケや麻雀など、多数の利用者が集まり、接触して行うレクリエーションを控えている。	
職員間の情報共有	<input type="checkbox"/>	職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進める。	
イベントの中止	<input type="checkbox"/>	外部の者も参加するイベント等を中止している。	
職員への対応			
体温計測	<input type="checkbox"/>	各自、出勤前に体温を計測し、37.5度以上の発熱等の症状が認められる場合には出勤しない。	
発熱後の出勤	<input type="checkbox"/>	過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤しない。	
職員の健康状態の把握	<input type="checkbox"/>	発熱等の症状が認められる場合、管理者に報告させ、確実に把握している。	
	<input type="checkbox"/>	発熱等の症状が解消しても引き続き健康状態に留意している。	
アルコール消毒	<input type="checkbox"/>	入口やトイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒を徹底している。	
手洗い	<input type="checkbox"/>	液体石けんでの十分な手洗いを徹底している。	
マスクの着用・咳エチケット	<input type="checkbox"/>	事業所内でのマスクの着用等、咳エチケットを徹底している。	
	<input type="checkbox"/>	食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従業者と一定の距離を保つ。	
海外渡航歴の確認	<input type="checkbox"/>	職員とその家族の海外渡航歴の確認を行っている。	
公共交通機関の利用制限	<input type="checkbox"/>	極力、公共交通機関を利用しての出勤を制限、又は時差出勤を推奨している。	
外出自粛	<input type="checkbox"/>	不要不急の外出の自粛を促している。	
利用者への対応			
体温計測	<input type="checkbox"/>	送迎車に乗車する前に体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る。	
過去に発熱があった場合の対応	<input type="checkbox"/>	過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、利用を断る。	

発熱等の対応	<input type="checkbox"/>	37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、川口市保健所（電話：048-423-6832）に電話連絡し、指示を受ける。	
	<input type="checkbox"/>	発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に対して、訪問介護等の提供等の必要性について検討するための情報提供を行う。	
体調把握	<input type="checkbox"/>	日中の健康状況を把握し、発熱が認められる場合は、原則個室に移している。家族に連絡して迎えを待つ。	
感染防止	<input type="checkbox"/>	感染が疑われる利用者には、呼吸状態により着用在が難しい場合を除き、原則としてマスクを着用してもらう。手洗いやうがい等を徹底し、感染防止の指導を行っている。	
外出自粛	<input type="checkbox"/>	不要不急の外出の自粛を要請している。	
代替サービスの確保・調整	<input type="checkbox"/>	居宅介護支援事業所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等において必要な対応がとられるよう情報提供等を行っている。	
来所者、委託業者等への対応			
アルコール消毒	<input type="checkbox"/>	入口やトイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒を徹底している。	
手洗い	<input type="checkbox"/>	事業所に入る際に、手洗いを徹底している。	
マスクの着用、咳エチケット	<input type="checkbox"/>	事業所内でのマスクの着用等、咳エチケットを徹底している。	
委託業者等への対応	<input type="checkbox"/>	物品の受け渡し等は玄関など事業所の限られた場所で行っている。	
	<input type="checkbox"/>	事業所内に立ち入る場合は体温を計測してもらい、発熱が認められる場合は入館を断っている。	
	<input type="checkbox"/>	事業所内に立ち入る場合は、出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先を記載しておく。	
来訪者への対応	<input type="checkbox"/>	不要不急の来所を遠慮していただくよう、周知している。	
ボランティア等への対応	<input type="checkbox"/>	実習生、ボランティア等の受入れを自粛している。	
感染が疑われる者が発生した場合①			
感染が疑われる者		風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者	
利用者への対応	<input type="checkbox"/>	互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者同士の距離について配慮する。	
	<input type="checkbox"/>	マスクを着用する。	
	<input type="checkbox"/>	アルコール消毒による手指消毒を徹底する。	
関係機関等への相談	<input type="checkbox"/>	主治医へ相談する。	
	<input type="checkbox"/>	川口市保健所の指示に従う。 （電話：048-423-6832）	
情報共有・報告等の実施	<input type="checkbox"/>	速やかに管理者等への報告を行う。	
	<input type="checkbox"/>	事業所内で情報共有する。	
	<input type="checkbox"/>	川口市介護保険課へ報告する。 報告先電話番号：048-259-7293	
	<input type="checkbox"/>	利用者の家族等に報告を行う。	
	<input type="checkbox"/>	担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。	

消毒・清掃等の実施	<input type="checkbox"/>	感染が疑われる者が利用した共用スペースの消毒・清掃	
	<input type="checkbox"/>	消毒・清掃は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。 (次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。)	
	<input type="checkbox"/>	トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。	
職員の勤務上の配慮	<input type="checkbox"/>	職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。	
調査対応	<input type="checkbox"/>	症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録(体温、症状等わかるもの)、直近2週間の勤務表、施設内に入出りした者等の記録を準備する。	
感染が疑われる者が発生した場合② (濃厚接触が疑われる者の特定等)			
濃厚接触が疑われる者の特定	<input type="checkbox"/>	感染が疑われる者と長時間の接触があった者がいるか。	
	<input type="checkbox"/>	適切な感染の防護無しに感染が疑われる者を看護又は介護していた者がいるか。	
	<input type="checkbox"/>	感染が疑われる者の気道分泌物若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者がいるか。	
利用者に濃厚接触が疑われる場合	<input type="checkbox"/>	自宅待機を行い、保健所の指示に従う。	
	<input type="checkbox"/>	居宅介護支援事業所等と連携し、保健所等からの指示も踏まえた上で、生活に必要なサービスを確保する。	
職員に濃厚接触が疑われる場合	<input type="checkbox"/>	発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。	
	<input type="checkbox"/>	発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。	
感染が疑われる者が発生した場合③ (濃厚接触が疑われる利用者への対応)			
換気	<input type="checkbox"/>	当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。	
来訪者の接触制限	<input type="checkbox"/>	管理者等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。	
体温計等の器具	<input type="checkbox"/>	体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。	
介護等の担当職員	<input type="checkbox"/>	当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。	
	<input type="checkbox"/>	職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。	
	<input type="checkbox"/>	手袋を外した後は手指消毒を行う。	
手洗い・手指消毒	<input type="checkbox"/>	ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。	
	<input type="checkbox"/>	「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。	
	<input type="checkbox"/>	手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。	
感染が疑われる者が発生した場合④ (濃厚接触が疑われる者への個別のケア等の留意点)			
食事の介助等	<input type="checkbox"/>	食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。	
	<input type="checkbox"/>	食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触が疑われる利用者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。	
	<input type="checkbox"/>	まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。	

排泄の介助等 (ポータブルトイレ利用の場合も同様)	<input type="checkbox"/>	使用するトイレの空間は分ける。	
	<input type="checkbox"/>	おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。	
	<input type="checkbox"/>	おむつは感染性廃棄物として処理を行う。	
	<input type="checkbox"/>	使用后ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。	
清潔・入浴の介助等	<input type="checkbox"/>	介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。	
	<input type="checkbox"/>	清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80℃10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。	
	<input type="checkbox"/>	個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を行う。	
リネン・衣類の洗濯等	<input type="checkbox"/>	当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80℃10分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。	
	<input type="checkbox"/>	当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行う。	
濃厚接触が疑われる利用者以外の利用者	<input type="checkbox"/>	手洗い等の感染防止のための取組を促す。	

※このチェックリストは4月7日付厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症拡大防止のための留意点について(その2)」等を参考に作成したものです。各事業所における感染拡大防止策の確認にご活用ください。また、川口市に提出をする資料ではありませんので、各事業所で必要と思われる事項を適宜追加していただいても構いません。